

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
(福井市防犯カメラ設置補助事業補助金)

令和8年4月

福井市 危機管理課

I はじめに

1 ガイドライン策定の目的

福井市では、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会づくりを実現するため、「福井市生活安全条例（平成14年条例第29号。）に基づき、市民、事業者及び関係団体の方々が一丸となって、犯罪や事故のないまちづくりを推進しています。

その中で、防犯カメラは24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には犯人の特定にも役立つなど、市民の安全や安心に大きな役割を果たしています。

一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、十分に留意することが必要です。

この「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」は、防犯カメラ設置補助事業補助金により設置した防犯カメラが、適正に運用されることを目的に、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図るため配慮していただきたい基本的な事項をまとめたものです。

実際の設置、運用に当たっては、本事項を参考にされるとともに、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め、自治会内等で周知を図り、適正な取扱いに努めてください。

2 防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、主に犯罪の抑止を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録機能を有するものをいいます。

ただし、駐車場や会館などの財産管理に供する目的で設置されたものを除きます。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置または運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の抑止等）を明確に定めるとともに、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影範囲・設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいものではありません。

そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

また、住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる場合は、当該住民等の同意が得られていることが必要です。

3 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。

※設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称表示を省略することができます。

※複数の防犯カメラを設置する場合は、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラを表示する必要はありません。

4 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

5 設置者等の責務

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の項目を守ることにします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理することとします。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体（HDD、メモリーカード等）の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の項目に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体に対する情報漏えい防止措置を講じること
※例えば、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法があります。
- (2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) DVDやメモリーカード等の記録媒体は、施錠できる保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (4) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね1か月以内）とすること。ただし、業務の遂行または、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められる時は、保存期間を延長することができること。
※長期間の保存は、より多くのデータを持つことになり、外部への漏えいのおそれが増えるため、目安として概ね1か月以内という基準を示したものです。
- (5) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実にすること。
- (6) 記録媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。

- (7) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、または無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策など、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像等の閲覧・提供の制限

- (1) 市民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを行わないこととします。なお、第三者に画像を閲覧させ、または、提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、裁判所からの文書送付や調書の嘱託、文書提出命令（民事訴訟法第186条等）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査のために情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

エ 画像から識別される本人の同意がある場合または本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう配慮し、プライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が求められます。

- (2) 第三者に画像を閲覧、提供する場合は、設置者等及び管理責任者がその必要性を十分検討するとともに、閲覧のみとするか、提供するか判断することとします。また、画像を閲覧、提供した時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にすることとします。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって個人情報を大量に収集し、管理することになりますので、画像のほか、画像から知り得た情報についても、漏えいや不当使用を防止します。また、その職から退いた後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行うこととします。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、

誠実、迅速に対応することとします。なお、あらかじめ、対応担当者や対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

1.1 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置・運用業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置、運用を委託先に徹底することとします。

1.2 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、本事項のほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

1.3 設置・運用要領の作成

設置者等または管理責任者は、本事項に基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の項目を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。（名称は、「設置規定」・「運用規定」といった表現でも問題はありません。）

※巻末に設置・運用要領の参考令を掲載しています。

- (1) 趣旨・設置目的
- (2) 設置場所・台数、設置の表示
- (3) 管理者等の指定、機器の操作、視聴制限
- (4) 保管場所、保存期間等画像の管理
- (5) 秘密保持、画像の利用及び閲覧・提供の制限
- (6) 保守点検
- (7) 問い合わせ・苦情等への対応

〇〇地区自治会（連合会）防犯カメラの設置・運用要領

1 趣旨

この要領は、〇〇地区自治会（連合会）が設置する防犯カメラに関し、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いに留意し、同自治会における犯罪及び事故、災害の防止を目的とするものである。

2 設置場所及び台数

防犯カメラ 〇〇 台

- (1) 福井市〇〇〇〇 〇〇付近交差点
- (2) 福井市〇〇〇〇 〇〇付近道路

3 設置の表示

管理者は、防犯カメラの撮影区域または、その周辺に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には、「〇〇地区自治会（連合会）」と記載し管理を明確にする。

【※ 別添の図を参考にしてください。】

4 管理者等

(1) 管理者

防犯カメラの管理者は、〇〇地区自治会（連合会）長とする。

自治会（連合会）の異動があった場合、次期会長が管理者を引き継ぐものとする。

(2) 補助者

管理者は、必要に応じて補助者を指名し管理を補助させることができる。

(3) 上記管理者又は補助者（以下、「管理者等」という。）の責務は、次のとおりとする。

- ア 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- イ 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- ウ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- エ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 機器の操作及び画像の視聴制限

機器の操作及び画像の視聴については、管理者等が行うものとし、他の者が行う場合、管理者の許可を得なければならない。

6 画像の適正な管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇〇とする。カメラの画像データ（又は画像データが保存された記録媒体）は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しを禁止する。

(2) 画像の不必要な複製等の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、画像の不必要な複製や加工は行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。ただし、管理責任者が特に必要であると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。また、記録媒体を処分するときは、管理者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

7 秘密の保持

管理者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のために使用してはならない。

このことは、管理者等でなくなった後においても同様とする。

8 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 管理者等は記録された画像を、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次のいずれかに該当する場合をのぞき、第三者に閲覧、提供しない。なお、第三者に画像を閲覧させ、または提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととする。

ア 法令等に定めがある場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急かつやむを得ないと認められる場合

ウ 捜査機関から犯罪または事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合または本人に閲覧、提供する場合は、設置目的に照らして必要性を判断する

(2) 画像を閲覧させ、または提供する場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を行うとともに、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録する。

9 保守点検

管理者等は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなど防犯カメラに関わる機器を定期的に点検する。

また、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

10 問い合わせ・苦情等への対応

管理者等は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情（以下、「問い合わせ等」という。）を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置・運用要領に照らして適正な行為かどうかを判断し、誠実かつ迅速に対応する。

(附則)

この設置・運用要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別添

【表示板の例】

